した量を合算する方法をいう。

２５　付表３のエネルギー消費原単位の欄には、輸送量（千トンキロ）とエネルギー使用量（kl）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{エネルギー消費原単位（kl／トンキロ）} = \frac{\text{エネルギー使用量（kl）}}{\text{輸送量（千トンキロ）} \times 1000}$$

２６　付表３のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。

２７　付表３補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。

２８　第２表の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（　）内に記入すること。いずれを選択するかについては、原則として年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。

２９　第３表の「原単位」とは、単位輸送量等当たりのエネルギー消費量をいう。

３０　第５表の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

３１　第５表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり（荷主連携省エネルギー措置を踏まえた場合、「－１」を「－２」と読み替えるものとする。）。

$$\text{５年度間平均原単位変化（％）} = \left((\text{Ⓒ} - 1) \times (\text{Ⓓ} - 1) \times (\text{Ⓔ} - 1) \times (\text{Ⓕ} - 1)\right)^{1/4} \quad (\%)$$

３２　第５表の「荷主専属用輸送」とは、次に掲げる輸送をいう。

一　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送

二　同条第３項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送

３３　「非化石エネルギー自動車」とは、電気事業者、水素自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいい、それぞれ値を記入すること。また、ハイブリッド自動車についても、できる限り記入すること。

３４　第６表は、（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記入すること。ただし「（ロ）の理由」が「（イ）の理由」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。

３５　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。

３６　第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。

３７　第９表のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３８　第９表の「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容」の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

３９　第９表の３の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

４０　電気需要の最適化に関する措置は、参考情報として記入すること。

４１　荷主認定－第２表、荷主認定－付表１、荷主認定－付表２、荷主認定－付表３、荷主認定－第３表の記入に当たっては、第１表、付表１、付表２、付表３、第９表に係る備考をそれぞれ参照すること。

様式第31（第82条第１項関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

認定管理統括荷主に係る認定申請書

殿

年　　月　　日

（代表申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１１７条第１項の規定に基づき、下記について認定を受けたいので申請します。